

(参考様式9)

介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

別府市長 殿

申請者 住所

名称及び代表者職名・氏名

申請者（法人にあっては役員等を含む）が、介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しない者であることを誓約します。

記

(介護保険法第115条の45の5第2項)

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が厚生労働省令で定める基準に従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。

※介護保険法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準：介護保険法施行規則第140条の63の6)

法第115条の45の5第2項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。

一 第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準

イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号若しくは第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準

ロ 略

ハ 略

二 第一号事業に係る基準として、当該第一号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準（前号に掲げるものを除く。）

※介護保険法施行規則第140条の63の6の市町村が定める基準：別府市指定事業者による第1号事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成27年3月別府市告示第116号）で定める基準